



平成28年4月28日

各 位

会社名 株式会社ハチバン
代表者名 代表取締役社長 後藤 克治
(JASDAQ・コード9950)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 酒井 守一
(TEL 076-292-0888)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、平成28年6月16日開催予定の第46期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしました。併せて、本定時株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成28年9月21日

(参考)平成28年9月15日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の6,800万株から1,360万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の比率 平成28年9月21日をもって、同年9月20日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月20日現在）	16,040,558株
今回の併合により減少する株式数	12,832,447株
株式併合後の発行済株式総数	3,208,111株

(3) 併合により減少する株主数

平成28年3月20日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,511名（100.0%）	16,040,558株（100.0%）
5株未満	119名（2.6%）	127株（0.0%）
5株以上	4,392名（97.4%）	16,040,431株（100.0%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成28年9月21日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成28年9月21日付）
68,000,000株	13,600,000株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成28年9月21日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

前記「2. 株式併合」に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>68,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>13,600,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 定款の一部変更の条件

本定時株主総会において前期「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年4月28日
定時株主総会開催日(株式併合決議)	平成28年6月16日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年9月21日(予定)※
株式併合の効力発生日	平成28年9月21日(予定)※
定款の一部変更の効力発生日	平成28年9月21日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成28年9月21日を予定していますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年9月15日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。

今回、当社では5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を尊重し、平成28年9月21日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、普通株式の併合（5株を1株に併合）を行うことと致しました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどのようにになりますか。

（所有株式数について）

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月20日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年9月21日付けで株式併合後の株式数に変更されません。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

（議決権数について）

株式併合によって、各株主様の所有株式数は5分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は、株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成28年9月21日）の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	3,000株	3個	600株	6個	なし
例 2	2,310株	2個	462株	4個	なし
例 3	1,620株	1個	324株	3個	なし
例 4	1,000株	1個	200株	2個	なし
例 5	930株	なし	186株	1個	なし
例 6	310株	なし	62株	なし	なし
例 7	1株	なし	なし	なし	0.2株

- ①例 2、例 3、例 5、例 6 に該当する株主様は、単元未満株式（効力発生後において例 2 では62株、例 3 では24株、例 5 では86株、例 6 では62株）がありますので、従前と同様に、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
- ②例 7 において発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却または買取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成28年12月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ③例 7 に該当する株主様は、株式併合により所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。

詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。
具体的なお手続きについては、株主様が取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様（上記Q 4の例 2，例 3，例 5，例 6）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は5分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は5倍になるからです。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

今回の併合により、株主様のご所有株式数は5分の1になりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 9. 株主自身で、何か手続きが必要になりますか。

特段のお手続きの必要はありません。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 10. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しています。

平成28年6月16日 定時株主総会決議日

平成28年9月14日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成28年9月15日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成28年9月21日 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成28年10月下旬 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成28年12月上旬 端数株式の処分代金の支払開始

Q 11. 株主優待制度は、どうなりますか。

単元株式数の変更及び株式併合後は、同制度の基準となるご所有株式数は、以下のとおりとなります。

【平成28年9月20日】

株数	ご優待品（株主優待お食事券）	
	1回当たり贈呈額	年間贈呈額
1,000株以上 2,000株未満	5,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×10枚）	10,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×20枚）
2,000株以上	10,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×20枚）	20,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×40枚）

【平成29年3月20日以降（単元株式数の変更及び株式併合後）

株数	ご優待品（株主優待お食事券）	
	1回当たり贈呈額	年間贈呈額
200株以上 400株未満	5,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×10枚）	10,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×20枚）
400株以上	10,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×20枚）	20,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×40枚）

※上記は、現時点での株主優待制度に基づくものであり、単元株式数の変更及び株式併合後の株主優待制度につきましては、決定次第お知らせいたします。

(お問合せ先)

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または、
下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号：0120-782-031（通話料無料） 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）
--

以 上